

一般社団法人ライフデータイニシアティブ

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ライフデータイニシアティブと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市左京区下鴨森本町15番地に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、医療情報の利活用促進に関する事業を行い、医療・医薬品の安全かつ有効な活用、研究開発に資する世界最高水準の技術を用いた医療の提供に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 匿名加工医療情報作成事業
2. 匿名加工医療情報の提供事業
3. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の社員は、次の各号のいずれかを満たすものに限る。

1. 当法人の目的に関する学識経験者

2. その他当法人の事業において当法人と直接利害関係を有する者
- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡（社員が法人である場合は解散）し、又は失踪宣告を受けたとき。
4. 当法人が解散したとき。
5. 総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(構成)

第8条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第9条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 理事及び監事の選任又は解任
2. 理事及び監事の報酬等の額
3. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
4. 定款の変更
5. 解散及び残余財産の処分
6. 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
7. その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(開催)

第10条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第14条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上15名以内
 2. 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及び本定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第16条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が

就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

第23条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 3. 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第24条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 業務執行の決定

2. 理事の職務の執行の監督
 3. 代表理事の選定及び解職
 4. 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 5. 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
1. 重要な財産の処分及び譲受け
 2. 多額の借財
 3. 重要な使用人の選任及び解任
 4. 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 5. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が議長となる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 理事長（理事長が出席しなかった場合は出席した全ての理事）及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(理事会規則)

第31条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出)

第32条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第33条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第34条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第35条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定め

る範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第36条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

1. 事業報告及びその附属明細書
 2. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書
- 2 前項第1号の書類については、理事長がその内容を定時社員総会に報告し、同項第2号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、次の事由によって解散する。

1. 社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議
2. 社員が欠けたこと
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
4. 破産手続開始の決定
5. その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時役員)

第44条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 吉原 博幸

設立時理事 荒木 賢二

設立時代表理事 吉原 博幸

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

京都市左京区下鴨下川原町53番地35

設立時社員 吉原 博幸

宮崎市生目台西4丁目10番地5

設立時社員 荒木 賢二

(定款に定めがない事項)

第46条 本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」
その他の法令の定めるところによる。

(変更の施行日)

第47条 本定款の変更は、平成30年11月30日から施行する。

以上は、当法人の定款に相違ない。

平成30年11月30日

京都府京都市左京区下鴨森本町15番地

一般社団法人ライフデータイニシアティブ

理事長 吉原 博幸